

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 5月18日

(市長) 鈴木 史朗 殿

提出者

住 所 福岡市中央区荒戸2丁目1番5号

氏 名 鉄建建設株式会社 九州支店

代表者 執行役員支店長 重 永 秀 彦

電話番号 092-736-5115

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鉄建建設株式会社 九州支店
事業場の所在地	福岡市中央区荒戸2丁目1番5号
計画期間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業・総合工事業【日本標準産業分類番号 0611】
②事業の規模	【資本金】183億円 【完成工事高】(令和3年度九州支店) 107 億円
③従業員数	115名(九州支店)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業所(作業所) ↓ 収集運搬業者(許可業者) ↙ ↘ 中間処理業者(許可業者) 最終処分業者(許可業者) *管理型埋立・安定型埋立

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(九州支店)

【九州支店長】



【土木部長・建築部長・安全品質環境部長】



【作業所:作業所長(産業廃棄物管理者)】

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 原状

【前年度（2022年度）実績】

産業廃棄物の種類

別紙1の通り

排出量

全委託処理数量
1,884t
内訳は別紙1の通り

(これまでに実施した取組)

- ・施工検討会による廃棄物の減量化
- ・梱包材料の削減
- ・分別による混合廃棄物の削減

② 計画

【目標（2023年度）】

産業廃棄物の種類

別紙1の通り

排出量

全委託処理数量
1,500t
内訳は別紙1の通り

(今後実施する予定の取組)

上記取組を継続する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・発生材の品目ごとに専用置場を設置し、分別の種類を明示して発生材を分別することを、各作業所に周知徹底しているがヤードが狭く品目ごとの専用置場が設置できない場合がある。

③ 計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・引続き専用置場の設置を推進し、発生材の分別を徹底するように各作業所に指導を行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	なし	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	なし	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	なし	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	なし	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	なし	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	なし	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	なし	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	なし	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり	
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	別紙のとおり	t
	(これまでに実施した取組)		
	- 産業廃棄物処理委託契約書締結の際には、業者の許可、許可品目、登録車両、任意保険の有無、運搬経路、処理場の確認を行なった。 - 電子マニフェストの対応可能な業者との契約を推奨し、当社管理システムによる還流状況のチェックを行なった。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり	
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き産業廃棄物処理委託契約書締結の際には、業者の許可、許可品目、登録車両、任意保険の有無、運搬経路、処理場の確認を行なう。 ・産業廃棄物管理票による廃棄物管理を徹底する。 ・電子マニフェストの加入業者と出来るだけ契約する。 ・優良認定業者へ出来るだけ委託を検討する		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書（第2面～第5面）別紙-1

単位:トン(t)

[illegible]